

# 白岩川南部漁業協同組合内共第9号第5種共同漁業権遊漁規則

## (目的)

第1条 この規則は、白岩川南部漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第9号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（やまめ、いわな及びこいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

## (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭でしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

## (漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場においては、竿釣以外の漁法により水産動物の採捕をしてはならない。

2 この漁場においては、舟・ボート類を使用して水産動物の採捕をしてはならない。

## (遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

| 魚種  | 期間   |
|-----|--|
| やまめ | 3月1日から9月30日まで                                |
| いわな | 3月1日から9月30日まで                                |
| こい  | 1月1日から12月31日まで<br>(ただし、5月1日から5月31日までの期間を除く。) |

## (禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

| 区域                         | 期間             |
|----------------------------|----------------|
| 白岩川ダム堤体上流端から上流150メートルまでの区域 | 1月1日から12月31日まで |

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

| 魚種  | 全長        |
|-----|-----------|
| やまめ | 15センチメートル |
| いわな | 15センチメートル |
| こい  | 15センチメートル |

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が高校生以下のときは無料とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、200円を加算した額とする。

| 魚種         | 漁具・漁法 | 期間 | 遊漁料    |
|------------|-------|----|--------|
| やまめ、いわな、こい | 竿釣    | 1日 | 500円   |
|            |       | 1年 | 1,500円 |

2 遊漁料の納付は、白岩川南部漁業協同組合事務所（立山町役場内）又は組合の指定した場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

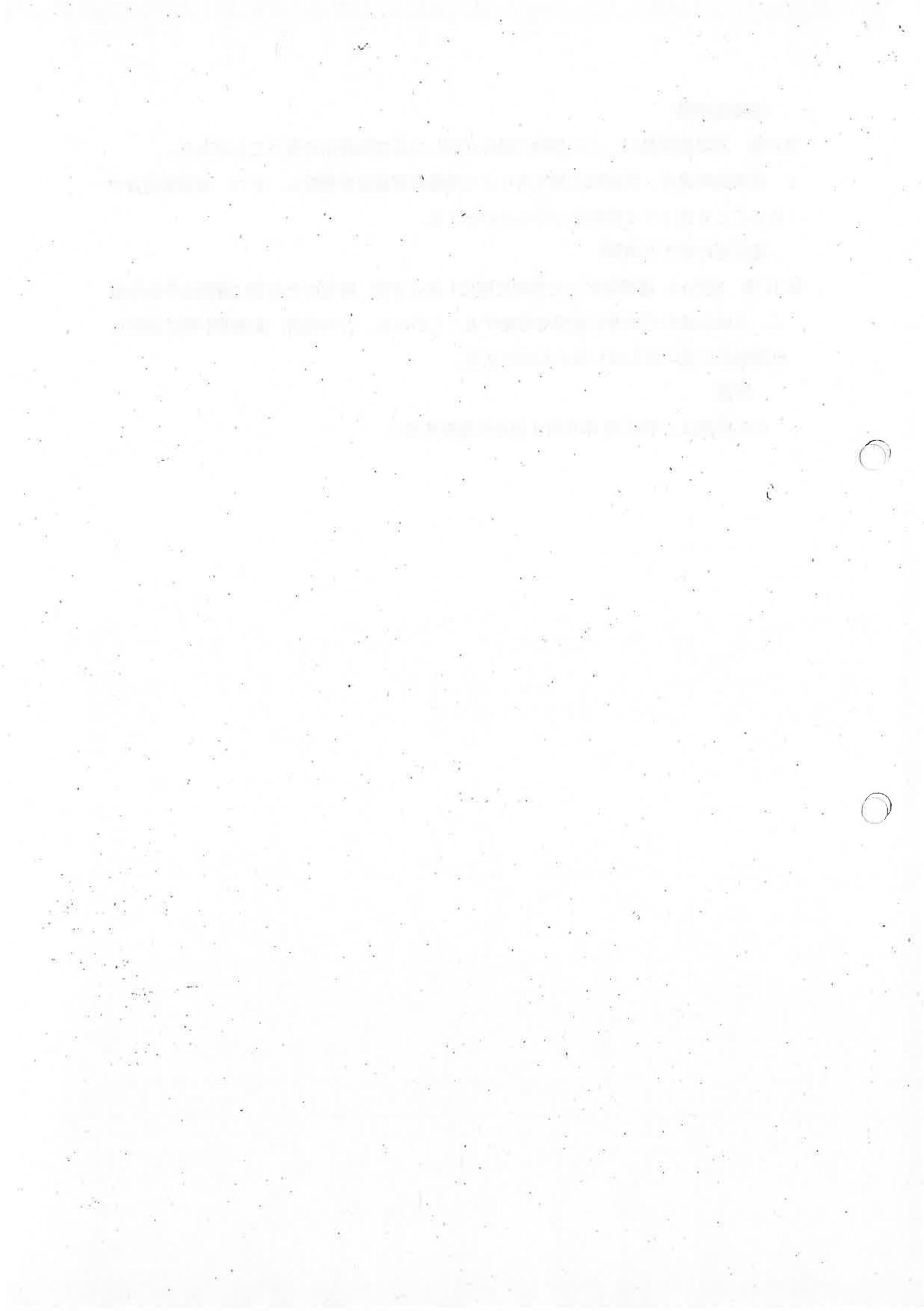
2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則

この規則は、平成28年9月1日から施行する。



白岩川南部漁業協同組合 遊漁承認証  
(表)

(裏)

|                   |                                 |
|-------------------|---------------------------------|
| No. _____         |                                 |
| 遊漁承認証             |                                 |
| 下記のとおり遊漁を承認する。    |                                 |
| 記                 |                                 |
| 遊<br>漁<br>者       | 住 所                             |
|                   | 氏 名                             |
|                   | 生年月日 年 月 日                      |
| 承認期間              |                                 |
| いわな               | 3月1日から9月30日まで                   |
| やまめ               | 3月1日から9月30日まで                   |
| こい                | 1月1日から4月30日まで<br>6月1日から12月31日まで |
| 魚種                | いわな やまめ こい                      |
| 漁具・漁法 竿釣          |                                 |
| 遊漁区域              |                                 |
| 本川                | 白岩川ダム堤体上流端から上流長尾瀧まで             |
| 支川                | 中川 本川合流点から上流谷小平谷止工<br>下流端まで     |
| 座主坊谷川             | 本川合流点から上流小又地内<br>大瀧まで           |
| 城前川               | 本川合流点から上流茨谷上流端まで                |
| 茨谷                | 城前川合流点から上流茨谷上流端まで               |
| 尻谷                | 本川合流点から上流尻谷上流端まで                |
| 遊漁料               | 1,500円(1年)<br>500円(1日)          |
| ※小学生以下無料、中学生は半額   |                                 |
| ※現場売りは200円加算      |                                 |
| 発行者 白岩川南部漁業協同組合 ㊞ |                                 |
| 承認日 _____ 年 月 日   |                                 |

注意事項

- 出漁中は本証を携帯すること。
- 本証は記名本人に限る。
- 本証を記名本人以外に使用の際は没収する。
- 漁場監視員巡視の際は本証を提示しなければならない。
- 富山県内水面漁業調整規則及び本遊漁規則を厳守しなければならない。
- 違反を現認の場合は、遊漁をお断りする。
- 本証を紛失されても再発行しない。

